

小牧市設計変更事務取扱要領

〔昭和58年7月1日〕
施 行

(目的)

第1条 この要領は、小牧市の発注に係る請負工事について、合理的かつ能率的な処理をするため、設計内容の変更及びこれに伴う契約内容の変更（以下「契約変更」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において「設計変更」とは、小牧市工事請負契約約款（以下「契約約款」という。）第19条及び第20条の規定により設計図書を変更することをいい、契約変更を行う前に第5条の規定により設計変更の内容をあらかじめ請負者に通知することを含むものとする。

(設計変更のできる範囲)

第3条 設計変更のできる範囲は、次の各号に掲げる理由により、やむを得ず設計図書を変更する必要がある場合とする。

(1) 発注後に発生した外的条件による場合

ア 天災等不可抗力による場合

イ 他機関、公益事業者等による実施中又は計画中の事業に起因する施行条件に関連する場合

ウ 地域住民又は公安委員会等の要望に基づく場合

(2) 発注時において確認困難な要因に基づく場合

ア 地下内部形状の確認に基づく場合

イ 土質の確認に基づく場合

ウ 湧水の確認に基づく場合

エ 地下埋設物の撤去等に基づく場合

オ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）等に基づく場合（数量、処理方法、処理場等の変更）

カ 施工条件の明示項目の変更に基づく場合

キ その他確認困難な要因に基づく場合

(3) 予算の都合により事業効果を促進する場合

(4) 認可条件等の処理に伴う場合

(5) 設計図書に誤謬、脱漏がある場合又は表示が明確でない場合

(6) その他やむを得ない場合

(設計変更による契約変更の範囲)

第4条 設計変更により契約変更のできる範囲は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 設計変更による累計増加額が当初契約金額の30パーセント以内の場合。ただし、別件発注するのが妥当な場合を除く。

(2) 設計変更による累計増加額が当初契約金額の30パーセントを超えるものであって現に施行中の工事と分離して施行することが著しく困難な場合

(3) 設計変更により現契約金額を減額する場合

(設計変更の手続)

第5条 契約約款第19条の規定に基づき請負者から小牧市土木工事監督要領（平成20年1月16日19小総第796号）第17条に規定する工事打合簿（以下「工事打合簿」という。）に通知事項等（様式第1）を添えて提出があった場合は、監督職員は調査を行い所属課長に決裁の上、請負者に対し工事打合簿に通知事項等を添えて通知しなければならない。

2 設計変更は、その必要が生じた都度、契約担当者が行わなければならない。ただし、次の各号のいずれかの条件を満たす設計変更は、当該設計変更に係る工事施工後に行うことができる。

(1) 現場合わせを行うため、工事施工前に数量が定まらないもの

(2) 防災及び安全管理のため、緊急施工が必要なもの

(3) 請負者の責によらない事由で、設計変更を待つことができないもの（第三者への影響があるものに限る。）

3 監督職員は、設計変更の内容について設計変更通知書（案）（様式第2）を作成し、小牧市職務権限規程（昭和58年小牧市訓令第1号）別表第2の2の表に規定する支出負担行為の決裁区分により決裁するものとする。ただし、設計変更による累計増減額が、当初契約金額の10パーセント以内かつ300万円以内である場合は、所属課長の判断により、所属課長の決裁をもってこの決裁に代えることができるものとする。

4 前項の場合において、設計変更による増額の累計額又は減額の累計額が300万円以上であるものについては、所属課長決裁後に契約検査課及び財政課の確認行為を経るものとする。

5 前2項の決裁が完了したときは、直ちに請負者に対し設計変更通知書（様式第3）により通知しなければならない。

（契約変更の手續）

第6条 設計変更に伴う契約変更は、小牧市契約規則（昭和55年小牧市規則第11号）第38条の規定により、前条第5項の通知後、遅滞なく行わなければならない。ただし、次の各号のいずれかの条件を満たす軽微な変更は、工期完了の日の前日から起算して5日前の日までに行うことができるものとする。

- (1) 現場合わせを行うため、工事施工前に数量が定まらないもの
- (2) 防災及び安全管理のため、緊急施工が必要なもの
- (3) 請負者の責によらない事由で、設計変更を待つことができないもの（第三者への影響があるものに限る。）
- (4) 設計変更による累計増減額が当初契約金額の30パーセント以内かつ500万円以内のもの。

附 則

この要領は、昭和58年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成6年10月2日から施行する。

附 則

この要領は、平成7年10月2日から施行する。

附 則

この要領は、平成11年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和3年1月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の際現に改正前の小牧市設計変更事務取扱要領、小牧市土木工事監督要領、小牧市工事検査要領及び小牧市建築工事監督要領の規定に基づいて作成されている用紙（小牧市工事検査要領様式第8から様式第10まで、様式第12、様式第13及び様式第16を除く。）は、改正後の小牧市設計変更事務取扱要領、小牧市土木工事監督要領、小牧市工事検査要領及び小牧市建築工事監督要領の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則

- 1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の際現に改正前の小牧市設計変更事務取扱要領の規定に基づいて作成されている用紙は、改正後の小牧市設計変更事務取扱要領の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則

- 1 この要領は、令和7年6月20日から施行する。